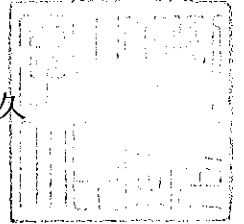


厚生労働省発生食 0303 第 7 号
平成 28 年 3 月 3 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる添加物の規格基準について、別紙を踏まえて改正すること。

炭酸カルシウム



「炭酸カルシウム」の規格基準の改正に関する食品健康影響評価について

1. 経緯

食品添加物の新規指定等要請の手続については、平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣宛てに要請書を提出することとされている。

今般、「炭酸カルシウム」の規格基準の改正について事業者より要請書が提出されたことから、規格基準の改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. 「炭酸カルシウム」について

用途	栄養強化剤、製造用剤（イーストフード、ガムベース、膨脹剤等）
使用基準（案）	現行の使用基準を削除し、設定しない
海外における使用状況	米国では、一般に安全と認められる（GRAS）物質として、食品全般に対して、適正製造規範（GMP）の下で必要量を使用することが認められている。 欧州連合では、一部の食品を除き、必要量を食品に使用することが認められている。 コーデックス基準では、一部の食品を除き、GMPの下で必要量を食品に使用することが認められている。
成分概要	炭酸カルシウムは、石灰石、大理石、貝殻、骨、卵殻等に含まれている。我が国では、昭和32年に食品添加物として指定されている。
構造式等	CaCO ₃ 【名称】炭酸カルシウム 【CAS 番号】471-34-1

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「炭酸カルシウム」について、食品添加物としての規格基準の改正について検討する。

(別添)

○現行の使用基準及び改正後の使用基準（案）

現在	改正案
<p>炭酸カルシウムは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。</p> <p>炭酸カルシウムの使用量は、カルシウムとして、チューインガムにあつては10%以下、その他の食品にあつては1.0%以下でなければならない。ただし、特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>なし</p>